

「竹富島憲章」(昭和61年)

私たちは、この竹富島憲章とこれを生み出した島の精神が踏みにじられようとしている、島の精神が死のうとしている、そのような危機感の下、「竹富島憲章を生かす会」設立にいたりしました。

「竹富島憲章」(昭和61年・竹富公民館)

われわれが、祖先から受け継いだ、まれにみるすぐれた伝統文化と美しい自然環境は、国の重要無形民俗文化財として、また国立公園として、島民のみならずわが国にとってもかけがえのない貴重な財産となっている。

全国各地ですぐれた文化財の保存と、自然環境の保護について、その必要性が叫ばれながらも発展のための開発という名目に、ともすれば押されそうなこともまた事実である。

われわれ竹富人は、無節操な開発、破壊が人の心までも蹂躪することを憂い、これを防止してきたが、美しい島、誇るべきふるさとを活力あるものとして後世へと引き継いでいくためにも、あらためて「かしくさや うつぐみどう まさる」の心で島を生かす方策を講じなければならない。

われわれは今後とも竹富島の文化と自然を守り、住民のために生かすべく、ここに竹富島住民の総意に基づきこの憲章を制定する。

一、保全優先の基本理念

竹富島を生かす島づくりは、すぐれた文化と美しさの保全がすべてに優先されることを基本理念として、次の原則を守る。

- 1、『売らない』 島の土地や家などを島外者に売ったり無秩序に貸したりしない。
- 2、『汚さない』 海や浜辺、集落等島全体を汚さない。また汚させない。
- 3、『乱さない』 集落内、道路、海岸等の美観を、広告、看板、その他のもので乱さない。また、島の風紀を乱させない。
- 4、『壊さない』 由緒ある家や集落景観、美しい自然を壊さない。また壊させない。
- 5、『生かす』 伝統的祭事行事を、島民の精神的支柱として、民俗芸能、地場産業を生かし、島の振興を図る。

二、美しい島を守る

竹富島が美しいといわれるのは、古い沖縄の集落景観を最も良くのこし、美しい海に囲まれているからである。これを保つために次のことを守り、守らせる。

- 1、建物の新・改・増築、修繕は、伝統的な様式を踏襲し、屋根は赤瓦を使用する。

- 2、屋敷囲いは、サンゴ石灰岩による従来の野面積みとする。
- 3、道路、各家庭には、年二回海砂を散布する。
- 4、看板、広告、ポスター等は、所定の場所に掲示する。
- 5、ゴミ処理を区分けして利用と回収を図る。金属粗大ゴミは業者回収を行う。
- 6、家庭下水は、処理して排水する。
- 7、樹木は、伐採せず植栽に努める。
- 8、交通安全、道路維持のために、車両制限を設ける。
- 9、海岸、道路などゴミ、空きカン、吸殻などを捨てさせない。
- 10、空き家、空き屋敷の所有者は、地元で管理人を指定し、清掃及び活用を図る。
- 11、観光客のキャンプ、野宿は禁止する。
- 12、草花、蝶、魚貝、その他の生物をむやみに採取することを禁止する。

三、秩序ある島を守る

竹富島が、本土や本島にない魅力があるのは、その静けさ、秩序のとれた落ち着き、善良な風俗が保たれているためである。これを保つために次のことを守り、守らせる。

- 1、島内の静けさを保つために、物売り、宣伝、車両等の騒音を禁止する。
- 2、集落内で水着、裸身は禁止する。
- 3、標識、案内板等は必要に応じて設ける。
- 4、集落内において車輛は、常に安全を確認しながら徐行する。
- 5、島内の清掃に努め、関係機関による保健衛生、防火訓練を受ける。
- 6、水、電気資源等の消費は最小限に留める。
- 7、映画、テレビ、その他マスコミの取材は調整委員会へ届け出る。
- 8、自主的な防犯態勢を確立する。

四、観光関連業者の心得

竹富島のすぐれた美しさ、人情の豊かさをより良く印象づけるのに旅館、民宿、飲食店等、また施設、土産品店、運送業など観光関連業従事者の規律ある接遇は大きな影響がある。観光業もまた島の振興に大きく寄与するので、従事者は次のことを心得る。

- 1、島の歴史、文化を理解し接遇することで、来島者の印象を高める。
- 2、客引き、リベート等の商行為は行わない。
- 3、運送は、安全第一、時間厳守する。
- 4、民宿の宿泊は、良好なサービスが行える範囲とする。
- 5、屋号は、規格のものを使い、指定場所に表示する。
- 6、マージャン等賭け事はさせない。
- 7、飲食物は、できるだけ島産物を使用し、心づくしの工夫をする。
- 8、消灯は、23時とする。

- 9、土産品等は、島産品を優先する。
- 10、来島者に本憲章を理解してもらい、協力を徹底させる。

五、島を生かすために

竹富島のすぐれた良さを生かしながら、住民の生活を豊かにするために、牧畜、養殖漁業、養蚕、薬草、染織原材料など一次産業の振興に力を入れ、祖先から受け継いだ伝統工芸を生かし、祭事行事、芸能を守っていく。

- 1、伝統的祭事、行事には、積極的に参加する。
- 2、工芸に必要な諸原料の栽培育成を促進し、原則として島内産物で製作する。
- 3、創意工夫をこらし、技術後継者の養成に努める。
- 4、製作、遊び、行事などを通して子ども達に島の心を伝えていく。

六、外部資本から守るために

竹富島観光は、もともと島民が、こつこつと積み上げてきた手づくりの良さが評価されたからである。外部の観光資本が入れば島の本質は破壊され、民芸や観光による収益も住民に還元されることはない。集落景観保存も島外資本の利益のために行うのではないことを認識し、次に掲げる事項は、事前に調整委員会に届け出なければならない。

- 1、不動産を売買しようとするとき。
- 2、所有者が、氏名、住所を変更しようとするとき。
- 3、土地の地番、地目、地積に異動を生ずるとき。
- 4、賃貸借をしようとするとき。
- 5、建造物の新・増・改築、取り壊しをしようとするとき。
- 6、島外所有者の土地に建物等が造られようとするとき。
- 7、その他風致に影響を及ぼす行為がなされようとしているとき。

この憲章を円滑に履行するために、公民館内に集落景観保存調整委員会を設け、町、県、国に対しても必要な措置を要請する。

昭和 61 年 3 月 31 日

参考 竹富町民憲章

昭和 47 年「竹富島を生かす憲章案」

昭和 46 年「妻籠宿を守る住民憲章」

上記の精神を引き継ぎ、修正、追加を行い、案を作成した。

http://taketomijima.org/?page_id=55 2011.2.2 取得

1月30日2008 問われる「竹富島憲章」 リゾート計画に揺れる「町並み保存」の島

■島の人々に戸惑いと反発

島の人々が憲章を制定し懸命に守ってきた、その昔ながらの集落形態が国の「町並み保存地区」の指定を受け、今では全国でも有数の観光地となっている竹富島が、リゾート開発計画に揺れている。去る21日の説明会では、島の住民たちから容認論の一方で、事前説明もないまま既に伐採も始まっているということで反発や戸惑い、懸念の声が上がったという。

それはそうだろう。竹富島憲章はいまから35、6年以前の本土復帰前後に相次いだ本土企業の進出、あるいは大型開発から島を守るために土地を「売らない」「汚さない」「乱さない」「壊さない」「生かす」の5項目を基本理念に制定され、そしてそれが実を結んで87年に国の「町並み保存地区」に指定され、人口300人余の小さな島は年間42万人余の観光客が訪れる全国的にも有名な観光地となっている。

それだけに、「リゾート開発されるとこの島はどうなるだろう」「これまで何のために30年余も懸命に町並みを守るためにがんばってきたのか」と島の人々が戸惑い、不安や反発を感じているのは確かだろう。そういう意味では「竹富島憲章」の意義と「町並み保存」のあり方が問われているといえよう。

■赤瓦木造家屋50棟を建設

開発計画では、島の東部の土地13ヘクタールに島の景観にあわせて宿泊施設として赤瓦屋根の木造家屋50棟のほか、レストランやプールなどのリゾート施設を建設。2010年の早い時期の開業を目指しているという。

同問題が島の人たちに戸惑いを与えているのは、その開発を計画している事業者が、これまで竹富島憲章の制定や町並み保存の中心となって尽くしてきた島の有力者ということだ。そしてその根底には復帰前に本土企業から買い戻した土地の所有権が、抵当権の問題で都内の企業に移るということがあり、そのためむしろ自らがリゾート開発したほうが島のために良いという思いで本土企業の支援を受けて計画したのかもしれない。

確かに土地の問題は無視できない島の問題だろうが、さらに大事なことは、このリゾート開発が町並み保存地区の竹富島にとって良い結果をもたらすのか、悪い結果となるのかということだろう。

その点は事業者側も、宿泊施設の家屋の高さを6、7メートルに制限、さらに棟ごとに石垣で囲み、集落内の民家と同じようにするなど最大限に配慮の考えを示している。また島内の民宿と競合しないよう宿泊料金を高めに設定し、民宿とは異なった客層をターゲットにするという。

しかしそれでも竹富島はやはり小さな島であり、沖縄の原風景があるというこの小さな島の景観に、果たしてこのような大型リゾート施設がマッチするかどうか、あるいは似合

うかどうかだろう。

■原点はなんだったか

この問題はこれから竹富町も巻き込んでさらに島の内外で論議が行われるだろうし、その中から島の人々がどう判断するかだろうが、要は現在の町並み保存中心の観光で島の魅力は色あせてマンネリに陥り、年々観光客が減ってきているというなら、リゾート計画も十分に検討の余地はあるだろう。

ところが竹富島の観光客は平成に入ってからだけ見ても、元年の8万6000人が毎年増え続け、16年の35万5000人が17年は41万6000人、18年は42万4000人にと40万人台に到達。島の観光は沖縄ブームにも乗って色褪せるどころかますます好調を維持しているのである。

竹富島は長野県の妻籠宿をモデルにして憲章を作り、町並み保存地区に指定された。さらに岐阜県の白川郷も妻籠をモデルに世界遺産に登録された。そしていずれも大型開発を排除し「みんなで町並みを保存したから今の活性化がある」と大成功を収めた。妻籠は運動の原点を忘れないようにと憲章に「初心忘るべからず」を座右の銘として記している。

竹富島も当時は本土企業が対象だったが、開発から島の町並みを守るための原点だった。今回の問題は島の行方を大きく左右するものだけに事業者、住民側とも十分な論議をすべきだろう。そこで留意すべきは「竹富島」というブランドは竹富島だけのものでないということだ。

<http://www.y-mainichi.co.jp/news/10348/> 2011.2.2 取得